## (1-1-05) 社会福祉法人熱海市社会福祉協議会 会員規程

昭和52年3月11日 制定

(会員)

- 第1条 熱海市社会福祉協議会定款第23条の規定により、熱海市社会福祉協議会(以下「本会」という。)に次の会員をおく。
  - (1) 普通会員
  - (2) 賛助会員
  - (3)特別賛助会員
  - 2 前項の会員となるものは本会の行う社会福祉事業に賛同する個人若しくは法人とする。
  - 3 会員は、第1項に定める区分に従い、2種以上の会員となることができる。

(会費)

第2条 会員は入会の際第1条に定める会員の区分により、次の各号に掲げる会費を納入するものとする。

 (1)普通会員
 一口
 年額
 金
 300円

 (2) 賛助会員
 一口
 年額
 金
 1,000円

 (3)特別賛助会員
 一口
 年額
 金10,000円

2 会員は、前項の規定にかかわらず、二口以上の会費を納入することができる。

(委任)

第3条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。